

申請日 2022 年 8 月 2 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) 株式会社エスコンアセットマネジメント
(代表者) 鍵山武治

業務改善命令に係る報告書

当社は、2022年7月15日付金監督第1801号をもって金融庁より、金融商品取引法第51条の規定に基づき業務改善命令を受けたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第25号の規定に基づき報告いたします。

記

業務改善命令を 発出した行政 庁の名称	金融庁
業務改善命令 の概要	1) 本件に関する投資法人の最終受益者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 2) 投資法人資産運用会社として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法を見直すこと。 3) 本件発生原因を究明したうえで、投資運用業に係る意思決定の妥当性を検証するための社内プロセスの明確化など、利益相反管理について十分な態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。 4) 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 5) 上記1)から4)までの対応について、令和4年8月15日までに報告するとともに、その全てが完了するまでの間、随時書面で報告すること。
改善される業 務の概要	投資運用業における上記(2)及び(3)を着実に実現するための業務運営全般
改善の終了予 定期限	令和4年8月15日までに改善策を策定、金融庁に報告予定。改善の終了予定は改善策の内容次第となります。
影響を受ける 公募のファン ド等の名称	業務改善命令に関わる投資法人は「エスコンジャパンリート投資法人」ですが、下記項目の記載の通り、現時点において、当該処分は本投資法人に影響を及ぼすものではありません。
ファンド等の 管理、運用又は 処分に与える	業務改善命令に関する処分を受け、本資産運用会社においては、現在法令等遵守態勢及び内部管理体制の構築をはじめとする再発防止策の策定及び実施を進めている過程にあり、また今後、監督官庁との協議及び指導のもと、

影響の概要	<p>具体的な業務改善計画を纏め、この実施を着実にを行うことにより、再発防止を徹底した盤石な態勢を整備する所存です。</p> <p>そのため、現時点において、当該処分は本投資法人の管理、運用又は処分に影響を及ぼすものではございません。</p>
-------	---

申請日 2022 年 8 月 2 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) 株式会社エスコンアセットマネジメント
(代表者) 鍵山武治

監督上の処分に係る報告書

当社は、2022年7月15日付金監督第1801号をもって金融庁より、金融商品取引法第52条の規定に基づく監督上の処分（業務停止命令）を受けましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第26号の規定に基づき、報告いたします。

記

監督上の処分を 発出した行政 庁の名称	金融庁
監督上の処分 の概要	業務停止命令
処分により是 正される業務 等の概要	新たな資産運用委託契約の締結禁止及び不動産（不動産信託受益権を含む）の取得に係る運用指図禁止（令和4年7月15日から令和4年10月14日までの間）
処分等の期間	令和4年7月15日から令和4年10月14日までの間
影響を受ける ファンド等の 名称	業務停止命令に関わる投資法人は「エスコンジャパンリート投資法人」ですが、下記項目の記載の通り、現時点において、当該処分は本投資法人に影響を及ぼすものではありません。
ファンド等の 管理、運用又は 処分に与える 影響の概要	業務停止命令の内、「新たな資産運用委託契約の締結禁止」は、本資産運用会社が新規に資産運用委託契約を締結することを3か月間禁止するものですが、本投資法人が本資産運用会社に委託している資産運用業務を対象とするものではありません。また、「不動産（不動産信託受益権を含む）の取得に係る運用指図禁止」により3か月間は本投資法人の追加物件を新たに取得する業務は禁止されますが、本投資法人が既に保有する資産の管理・運営などの業務に制限が課されるものではありません。 そのため、現時点において、当該処分は本投資法人の管理、運用又は処分に影響を及ぼすものではありません。